

財産の処分について

下記のとおり財産を無償譲渡するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年12月9日提出

霧島市長 中 重 真 一

記

1 無償譲渡する財産の所在及び面積

（建物）霧島市横川町中ノ字下今村 4752 番 3

鉄筋コンクリート造 平屋建（養護老人ホーム）1,481.06 平方メートル

2 無償譲渡の相手方

住 所 霧島市隼人町松永895番地 3

氏 名 社会福祉法人 豊生会 理事長 熊丸 日出生

（提案理由）

霧島市保健福祉施設民営化実施計画に基づく横川長安寮の民営化に当たり、昭和57年の建設後39年が経過し、今後の修繕に要する経費が多額になることが見込まれることから、建物を無償譲渡しようとするものである。